

議案第58号

多可町物産館条例の一部を改正する条例の制定について

多可町物産館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和3年9月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町物産館条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町物産館条例（平成 18 年多可町条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 かみの朝市南直売所の項を削る。

別表第 2 かみの朝市南直売所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町物産館条例の新旧対照表

現 行	改 正	
別表第1 (第2条関係)		
名称	位置	
道の駅 杉原紙の里・多可	多可町加美区鳥羽733番地1	
かみの朝市南直売所	多可町加美区的場145番地6	
道の駅 山田錦発祥のまち・多可 (ま ちの駅・たか)	多可町中区岸上281番地1	
別表第2 (第3条、第4条関係)		
名称	休館日	開館時間
道の駅 杉原紙の里・多可	毎週水曜日	午前8時から午後6時まで
かみの朝市南直売所	毎週月曜日、火曜日及び 木曜日から土曜日まで	午前6時から午後3時まで
道の駅 山田錦発祥のま ち・多可 (ま ちの駅・た か)	—	午前9時30分から午後5時30分 まで
別表第1 (第2条関係)		
名称	位置	
道の駅 杉原紙の里・多可	多可町加美区鳥羽733番地1	
道の駅 山田錦発祥のまち・多可 (ま ちの駅・たか)	多可町中区岸上281番地1	
別表第2 (第3条、第4条関係)		
名称	休館日	開館時間
道の駅 杉原紙の里・多可	毎週水曜日	午前8時から午後6時まで
道の駅 山田錦発祥のま ち・多可 (ま ちの駅・た か)	—	午前9時30分から午後5時30分 まで